

前回指摘事項とその対応案について

<燧灘北西部、広島湾西部、響灘及び周防灘における類型指定を行うために必要な情報の整理について【前回資料3】>

委員指摘事項		対応案
1	<p><p. 13、p. 73> 燧灘北西部と広島湾西部で底質の凡例が違うが、どういうことか。 (田中委員)</p>	<p>凡例の違いは出典の違いによります。 広島湾西部と響灘及び周防灘は「瀬戸内海における表層堆積物分布」を基に底質の分布状況図を作成しています。 一方、燧灘北西部は、海域の大部分（大崎上島～大三島～生口島にかけての水域など）が上記文献では空白域になっているため、「瀬戸内海における海砂利採取とその環境への影響（中間取りまとめ）」を基に分布状況図を作成しました。</p>
2	<p><p. 13、図 1.3> 燧灘北西部の東側境界線付近から東側の底質は泥質だが、本当か。 (田中委員)</p>	<p>なお、燧灘北西部について、2001年～2004年に実施した現地調査結果によれば、燧灘北西部の東側境界線付近の水域のうち、弓削島の東部については、泥質ではない（砂質シルト）結果が得られているものの、境界線より東側の調査地点は、泥質（粘土質シルト又はシルト質粘土）となっています。</p> <p style="text-align: right;">別紙1</p>
3	<p>藻場等の細かい部分が判読できないので、もう少し図を工夫できないか。 (田中委員、松田委員)</p>	<p>御指摘を踏まえ、資料を修正しました。</p> <p style="text-align: right;">資料3</p>

<燧灘北西部、広島湾西部、響灘及び周防灘における類型指定について（案）【前回資料4】>

>

委員指摘事項		対応案
4	<p><p. 4> 環境基準点の数や密度について何かイメージはあるのか。 (木幡委員)</p>	<p>環境基準点等の具体的な数や間隔について国として都道府県に示した通知等はありません。 なお、水生生物保全環境基準の常時監視における測定地点については、「水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件の施行等について（通知）」（平成 15 年 11 月）において、「測定地点の選定に当たっては、水生生物の生息状況等を勘案し、水域内の既存の環境基準点・補助点等を活用しつつ、水域の状況を把握できる適切な地点を選定する。」とされています。</p>
5	<p><p. 3> どこに特別域の飛び地があるのか非常に見にくいので、わかりやすい図にすべき。 (松田委員)</p>	<p>御指摘を踏まえ、資料を修正しました。 資料3</p>
6	<p><p. 8> 告示で漁港・港湾の区域は除くということだが、資料4の類型指定図では確認できない。 (谷田委員)</p>	<p>漁港・港湾の存在状況を類型指定図に明示しました。 資料3</p>
7	<p><p. 12> この類型指定（案）に既存の環境基準点を重ねた図を作成していただけないか。 (大分県)</p>	<p>既存の環境基準点及び補助点を図示しました。 資料3 補足資料</p>
8	<p><全体> 関係県にヒアリングを行うこと。 (須藤委員長)</p>	<p>関係県の意見も踏まえて類型指定案を見直しました。 資料3</p>
9	<p><p. 4> 現在の水生生物保全環境基準項目は3物質なので、特A類型の水域を広めにとっても弊害はないが、今後項目が増えた場合についても困ることがないように予測しておくべき。 (須藤委員長)</p>	<p>環境基準の基準値は適切な科学的判断を基に設定されるため、仮に特A類型の水域において新たな水生生物保全環境基準項目の基準達成が困難と考えられる水域については、その達成に向けて必要な施策を検討することとなると考えます。</p>

委員指摘事項		対応案
10	<p><p. 4> 都市部沿岸、例えば燧灘北西部の今治市沿岸が特A類型になっているが、本当に水生生物の生育にとって重要な場所なのか疑問。人間活動も考慮して、適切な範囲を指定できるよう、地元の意見を聞いて判断して欲しい。 (田中委員)</p>	<p>特別域の範囲については、都市部沿岸か否か、人工護岸の地先であるか否か、人口密集地の近くか否かに関わらず、これまでと同様に、水生生物保全の観点から、藻場・干潟等の存在状況、魚卵調査結果等を踏まえて産卵場・生育場として好適と考えられる水域を設定した上で、水環境管理の観点等から細分化された飛び地等をまとめて指定しています。</p>
11	<p>人工護岸の地先の考え方を整理して欲しい。 (木幡委員)</p>	<p>このため、東京湾の三番瀬のように、水際線が人工護岸である水域も、特A類型に指定されており、周防灘(北九州市)の「曾根干潟」も干拓地の前面にあり、水際線は人工護岸であるものの、干潟が存在することから特別域とする報告案としています。</p>
12	<p><p. 4> 河口域の干潟は重要な場所で、その観点から自動的に特別域になると思うが、水質管理的には非常に難しい場所であり、人口密集地の近くでは基準達成も困難かと思う。地元の意見を聞いて欲しい。 (谷田委員)</p>	<p>なお、漁港内及び港湾内については、これまでと同様に港口に存在する防波堤等を結ぶ線より内側の水域を特別域から除外する報告案としています。</p> <p>燧灘北西部の今治市沿岸については、対象水域のすぐ東側の沿岸に干潟が存在すること、愛媛県の指定水域にある魚島、大島等に藻場が存在すること等から、隣接する同県の指定水域との連続性を考慮し、特別域にまとめる報告案としています。</p> <p style="text-align: right;">資料3 補足資料</p>

委員指摘事項		対応案
13	<p><p. 4 (燧灘北西部) > 大三島の北側と南側に生物A水域がわずかにあるが、特段の理由がないのであれば、管理上煩雑になるため、特別域にまとめてはどうか。 (須藤委員長、谷田委員)</p>	<p>大三島の北側の飛び地となっていたA類型の水域については、実際の水質管理に当たって混乱が生じないように特別域にまとめ、同島南側の水域については、大崎上島の南側沿岸、岡村島沿岸に藻場が存在することから、広島県及び愛媛県の指定水域との連続性を考慮して、大下島北側の水域を特別域にまとめ、大下島南側の水域を特別域にまとめない報告案としています。</p> <p>また、主要魚介類であるマダイの0歳魚が田島の南側に広がる漁場に多く分布していること、対象水域のさらに東側に存在する福山市沿岸、走島、魚島等に藻場が存在することから、広島県及び愛媛県の指定水域との連続性を考慮して、対象水域の東側の水域を特別域にまとめる報告案としています。</p>
14	<p><p. 4 (燧灘北西部) > 瀬戸内海は流動が大きいので、あまり小さい空間を水域として区分するのは、水質上はあまり意味がないのではないか。 (松田委員)</p>	
15	<p><(燧灘北西部)> 特別域に指定することによって、関係県で管理上問題になることが無ければ、海流が速く地形が非常に複雑で魚類にとって非常に重要なポイントなので、特別域として広く設定してはどうか。 (木幡委員)</p>	<p style="text-align: right;">別紙2、資料3 補足資料</p>
16	<p><p. 7, P. 8 (広島湾西部) > 7 ページの図では実際に藻場がある場所を特別域としており、護岸の状態が反映されているが、8 ページの図では、わずかに点在する特別域を10m以浅で広範囲につなげており、論理の飛躍ではないか。沿岸部に護岸がある部分まで、無理に連続させる必要はないのではないか。 (田中委員)</p>	<p>広島湾西岸については、藻場・干潟がまばらに分布し、産卵場・生育場として好適と考えられる水域が飛び地となるため、水環境管理の観点等から10m以浅の水域をまとめています。</p> <p>なお、主要魚介類であるマダイの幼稚魚が柱島周辺の島しょ部沿岸、屋代島沿岸の一部、柳井市沿岸の一部に分布していること、対象水域のさらに西側に存在する屋代島西岸、柳井市沿岸に藻場・干潟が存在することから、広島県及び山口県の指定水域との連続性を考慮して島しょ部にまばらに存在する特別域をまとめて設定することで、報告案では、一部を除いて沖合域まで特別域を広げました。</p>
17	<p><p. 7, P. 8 (広島湾西部) > 特A水域は水塊の問題なので、ある程度まとめても支障はないのでは。 (谷田委員)</p>	
18	<p><(広島湾西部)> ある程度のエリアをまとめて設定するという考えであれば、広島湾西部の図で見る限り、水深10m以浅では水域の幅が狭すぎるのではないか。もう少し沖合まで広げた方がいいのではないか。 (田中委員)</p>	

委員指摘事項		対応案
19	<p><p. 6～8（響灘及び周防灘）> 関西空港周辺は、大阪湾の類型指定の際、関西空港周辺は空港管理のために漁船が立ち入りできず、魚介類にとって非常に重要な住処となっていたことから、特別域にされていた。もし北九州空港周辺も同様なら、周辺も特別域にしてはどうか。 （谷田委員）</p>	<p>北九州空港の福岡県沿岸側（西側）の一部は新門司沖土砂処分場として、現在、浚渫土砂の受入れを行っています。 また、同空港の沖側（東側）にも浚渫土砂の処分場としての埋立計画（250ha）があり、事業計画によれば工事期間は20年以上とされています。このため、当面の間、周辺は魚介類の生育等にとって好適な水域とは考え難いことから、特別域の設定に当たり特段の配慮は行っていません。 別紙3</p>
20	<p><p. 11、12（響灘及び周防灘）> 洞海湾の奥（奥洞海）に特別域等の類型指定の色が塗られていないので、確認して入れてほしい。 （福岡県）</p>	<p>確認の上、資料を修正しました。 資料3</p>
21	<p><p. 12（響灘及び周防灘）> 大きな船で採水を行っていることもあり、既存の環境基準点はおおむね水深10m程度の地点である。 このため、水深5mでまとめた場合、モニタリングが難しい。 （大分県）</p>	<p>周防灘の沿岸部については、主要魚介類であるイシガレイの1曳網当たりの採取卵数が21以上の水域がほぼ10m以浅であること、特別域を水深10m以浅とした方が効率的に水域の状況を把握できることを踏まえて、報告案では特別域をまとめる際の水深を10m以浅としました。 別紙2、資料3補足資料</p>

<有明海における類型指定検討のための現地調査計画等について【前回参考資料5】>

委員指摘事項		対応案
22	<p><全体> 有明海は潮汐がすごく大きいので、水深について整理が必要。 (谷田委員)</p>	<p>水深については、これまでの検討水域と同様に、最低海面（現地の験潮記録を解析して干満差を計算し、この干満差の1/2を平均海面から引いた水面で、これ以上海面が下がらないであろうと想定されるおおよその海水面）を基準にしています。 なお、平均海面は、現地の験潮所の長期観測記録を平均したものです。</p>
23	<p><全体> 他の湾と違って、有明海は潮流がものすごく速いので、下が泥質だからとか、砂質だからといった議論は当てはまらないのでは無いか。 (木幡委員)</p>	<p>有明海の潮流について整理しました。 参考資料3</p>
24	<p><全体> 有明海に特徴的なものとして、浮泥の問題がある。これまでの水域と同じ概念で当てはめるのは難しいかもしれない。 (木幡委員)</p>	<p>浮泥量に関連のあるSS（浮遊物質）等について整理しました。 参考資料4</p>